

中国向け

輸出食品等を製造する事業者様向け 製造施設登録 現地指導のご案内

施設が対応すべき内容とは？

ここだけは押さえておきたい食品安全に関する中国国家标准の解説等

輸入食品海外製造企業登録管理規定（税関総署令第 248 号）の施行以降、中国向け食品等を製造する施設は国際貿易シングルウィンドウへの登録が求められています。弊会では主に7条品目の登録に必要な中国食品安全関連法規に沿った衛生管理の方法や申請資料の作成、体制構築などについて、経験豊富な専門家による現地指導サポートを実施します。

現地指導

具体的な要求事項の解説、セルフチェック及び
資料作成等の指導・ヒアリング、ウォークスルーを実施

施設認定申請を支援します

現地指導後も電話・メール・オンライン等で資料添削などを継続、申請提出まで一貫してサポートします！

指導料（1日）：110,000円（税込）+旅費

お問合せ

詳しくはお問合せください

お申込は
こちらから↓

一般財団法人 新日本検定協会 <https://www.shinken.or.jp>
<食品営業グループ> ☎ : 045-273-1408 (9:30~17:30 土日祝休み)
✉ : sk-consult@shinken.or.jp

